

奈良市グリーンサポート制度要領

(目的)

第1条 この要領は、公園の美化、維持管理及び公園施設の点検を行う地域の団体を奈良市グリーンサポートとして登録し、登録された団体（以下「登録団体」という。）に対し報奨金の交付その他必要な支援を行うことにより、公園を安全かつ快適に利用できる場とするとともに、市民の自主的な活動の推進を図ることを目的とする。

(対象区域)

第2条 奈良市グリーンサポートの活動の対象となる公園（以下単に「公園」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市が管理する都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき設置された都市公園
- (2) 奈良市児童遊園条例（昭和39年奈良市条例第24号）第1条に規定する児童遊園
- (3) ちびっこ広場
- (4) 日常的に除草作業が必要と認められる公園

(維持管理活動)

第3条 奈良市グリーンサポートが公園において行う維持管理活動（以下単に「維持管理活動」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 清掃（1箇月に1回以上行うこと。）
- (2) 除草（1年に2回以上行うこと。）
- (3) 低木のせん定（1年に1回以上行うこと。）
- (4) 自主的に行う公園内に設けた花壇、フラワーポット等の管理（あらかじめ市長に届け出たものに限る。）

(団体の登録)

第4条 奈良市グリーンサポートとして登録を受けようとする団体は、奈良市グリーンサポート登録申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 維持管理活動従事者名簿
- (2) 年間の維持管理活動予定書

2 奈良市グリーンサポートとして登録を受けることができる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 年間を通して維持管理活動を行うことができる人数で構成されていること。
- (2) 団体の名称に特定の公職の候補者の氏名、公職にある者の氏名又はこれらの者の通称名を冠していない団体であること。
- (3) 未成年者が事業に参加することについて、当該未成年者の保護者の同意を得ている団体であること。

(4) 代表者が成年である団体であること。

(5) 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的としない団体であること。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該団体を奈良市グリーンサポートとして登録し、奈良市グリーンサポート登録通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

4 登録団体は、登録事項の変更があったとき又は維持管理活動を中止し、若しくは停止するときは、奈良市グリーンサポート登録事項変更・廃止届（別記第3号様式）により市長に届け出なければならない。

（市の支援）

第5条 市長は、登録団体に対して次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 維持管理活動に必要なごみ袋の支給

(2) 前号の規定により支給した使用済みのごみ袋の回収

(3) 維持管理活動に対して市が加入する次に掲げる保険の適用

ア 社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施するボランティア活動保険（登録団体の構成員が30人以内のものに限る。）

イ 全国市長会市民総合賠償補償保険（登録団体の構成員のうち31人以上のものに限る。）

(4) 報奨金の交付

(5) 維持管理活動を実施するために必要と認められる管理道具の購入費の交付

(6) 前号の管理道具を収納する物置の購入費の交付

（報奨金の額等）

第6条 前条第1項第4号に規定する報奨金の年額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 維持管理活動を行うものとして登録された公園の面積の合計に応じ、次の表に掲げる基本額

公園の面積	基本額
500平方メートル未満	36,000円
500平方メートル以上1,000平方メートル未満	48,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	60,000円
2,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	72,000円
3,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	84,000円
5,000平方メートル以上	96,000円

(2) 維持管理活動を行うものとして登録された公園の合計面積1平方メートルにつき10円を乗じて得た額

2 前条第1項第5号に規定する管理道具の購入費の額及び同条第6号に規定する物置の購入費の額は、次の表

に掲げる額とする。

(1) 管理道具購入費

交付時期	交付額（一の公園あたり）
初めて維持管理活動を行うとき	50,000円
初めて維持管理活動を行ったときから4年目以降毎年	10,000円

(2) 物置購入費

交付時期	交付額（一の公園あたり）
初めて維持管理活動を行い、公園に物置の設置を希望する場合	80,000円

（報奨金等の交付）

第7条 市長は、前条の規定に基づき、登録団体に交付する報奨金の額を算出し、交付するものとする。

2 報奨金の交付は、前期及び後期に分割し、それぞれ次に掲げる期日までに行うものとする。

(1) 前期 7月末日

(2) 後期 11月末日

3 管理道具購入費及び物置購入費の交付は、4月末日までに行うものとする。

4 市長は、報奨金等の額を決定したときは、奈良市グリーンサポート報奨金等交付決定通知書（別記第4号様式）により登録団体に通知するものとする。

（物置設置に係る提出書類等）

第8条 第5条第1項第6号に規定する物置を設置しようとする登録団体は、奈良市グリーンサポート物置設置許可申請書（別記第5号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長の設置許可を得なければならない。

(1) 設置する物置の概要（寸法及び材質等が記載されているもの）が分かる図面、カタログ等の資料

(2) 物置の設置箇所を明記した図面

(3) 物置の設置場所の現況写真

2 市長は、前項の設置申請を受けたときは、速やかに物置の設置の可否を審査し、奈良市グリーンサポート物置設置許可・不許可通知書（別記第6号様式）により結果を通知するものとする。

3 前項の規定により物置の設置許可を受けた登録団体は、物置の設置工事中及び物置の設置工事後の現況写真を適宜提出し、設置状況の報告を行わなければならない。

（実績報告書の提出）

第9条 報奨金の交付を受けた登録団体は、奈良市グリーンサポート実績報告書（別記第7号様式）を、報奨金の交付を受けた年度の末日までに、速やかに市長に提出しなければならない。

2 管理道具の購入費の交付を受けた登録団体は、前項の奈良市グリーンサポート実績報告書に、管理道具の購

入に係る領収書等を添付し、市長に報告をしなければならない。

- 3 物置の購入費の交付を受けた登録団体は、第1項の奈良市グリーンサポート実績報告書に、物置の設置に要した費用が分かる領収書を添付し、市長に報告しなければならない。

(登録団体の報告義務)

第10条 登録団体は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 遊具の盗難、損傷又は故障等を発見した場合
- (2) 樹木に病害虫を発見した場合
- (3) 公園施設（フェンス、園内灯等）に異常を発見した場合
- (4) 公園施設内に不法に投棄された廃棄物を発見した場合

(報奨金の返還等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、報奨金の交付を取り消し、若しくはその額を変更し、又は交付した報奨金の一部若しくは全部の返還を求めることができる。

- (1) 維持管理活動を1年以上行っていないと認められるとき。
- (2) 第4条第3項の規定により登録した維持管理活動の対象となる公園が廃止その他の理由により、維持管理活動の対象外となったとき。
- (3) 登録団体が解散し、又はその活動を中止したとき。
- (4) 登録事項に誤りがあるとき
- (5) 偽りその他不正の手段によって報奨金の支給を受けたと市長が認めたとき。

- 2 市長は、第9条第2項の領収書等を提出しなかった登録団体に対し、管理道具費の交付を取り消し、若しくはその額を変更し、又は交付した管理道具費の一部若しくは全部の返還を求めることができる。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- 3 市長は、第8条第3項の報告を怠った登録団体又は第9条第3項の領収書を提出しなかった登録団体に対し、物置の購入費の交付を取り消し、若しくはその額を変更し、又は交付した購入費の一部若しくは全部の返還を求めることができる。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(管理道具等の返還)

第12条 登録団体は、管理道具の購入費又は物置の購入費の交付を受けた日から2年を経過する前において、公園の維持管理活動を休止した場合又は登録団体を解散した場合は、当該交付を受け購入した管理道具及び物置を市長に返還しなければならない。

(登録の抹消)

第13条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当する事由が生じたと認められる場合、当該登録団体を奈良市グリーンサポートから登録抹消することができる。

- (1) 11条第1項第1号、第3号又は第4号の事由に該当すると認めた場合
- (2) 活動団体が公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為を行ったとき。
- (3) 活動団体が通告を受けたにもかかわらず指定の期日内に登録に係る書類を提出しなかったとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による登録の抹消を行った場合、奈良市グリーンサポート登録抹消通知書（別記第8号様式）により通知をするものとする。

（補則）

第14条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。